



様式 2

1219

法人名 医療法人あおい歯科

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島県いちき串木野市湊町三丁目117番地

財 産 目 録

(令和4年9月30日現在)

1. 資 産 額	109,614 千円
2. 負 債 額	62,649 千円
3. 純 資 産 額	46,964 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	97,719
B 固 定 資 産	11,894
C 資 産 合 計 (A+B)	109,614
D 負 債 合 計	62,649
E 純 資 産 (C-D)	46,964

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人あおい歯科

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

所在地 鹿児島県いちき串木野市湊町三丁目117番地

貸 借 対 照 表  
(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	97,719	I 流動負債	32,649
II 固定資産	11,894	II 固定負債	30,000
1 有形固定資産	8,392	(うち医療機関債)	(0)
2 無形固定資産	0	負債合計	62,649
3 その他の資産	3,502	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	(0)	科 目	金 額
		I 基金	1,000
		II 積立金	45,964
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	46,964
資産合計	109,614	負債・純資産合計	109,614

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人あおい歯科

※医療法人整理番号 

--	--	--	--	--

所在地 鹿児島県いちき串木野市湊町三丁目117番地

損 益 計 算 書  
(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	108,574
2 事業費用	90,064
本来業務事業利益	18,509
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	18,509
II 事業外収益	3,002
III 事業外費用	569
経常利益	20,942
IV 特別利益	64
V 特別損失	0
税引前当期純利益	21,006
法人税等	4,206
当期純利益	16,799

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人あおい歯科

所在地 鹿児島県いちき串木野市漆町三丁目1117番地

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

### 関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人あおい歯科

理事長 真栄田 浩 殿

私は、医療法人あおい歯科の令和3会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月30日

医療法人あおい歯科

監事 廣田 好昭